

「杉並日本語会話の会」規約

平成 16 年 10 月 1 日設立
平成 17 年 4 月 1 日施行
平成 18 年 4 月 1 日改定
平成 18 年 5 月 1 日改定
平成 19 年 5 月 29 日改定
平成 24 年 5 月 29 日改定
平成 29 年 5 月 30 日改定

1 (名称) 本会は「杉並日本語会話の会」(Suginami Japanese Speaking Society 略称 SJSS)と称する。(平成 16 年 10 月 1 日設立)

2 (目的) 主として区内に在住、在勤、通学する外国人を対象に日本語の研修を通じて日本語能力の向上を支援するとともに、相互理解と国際交流を促進することを目的とする。

3 (会員) 原則として日本語を指導する日本人ボランティアで構成する。

4 (活動) 目的に沿った活動を行う。

- ① 外国人学習者に対する日本語教育(原則として週 1 回)
- ② 会員の相互啓発、指導力向上のための研修
- ③ 相互理解と交流のための各種行事

5 (組織) ① 役員として 代表者 1 名・幹事若干名・会計 1 名及び会計監査 1 名をおく。

- ② 代表者・幹事は、会員相互の互選により選出する
- ③ 会計は代表者が指名する。
- ④ 役員の任期は 2 年間とし、再任は妨げない。
- ⑤ 本部は、会長宅とする。

6 (会計) ① 本会は会員の年会費、外国人学習者の受講料、公的助成金及び寄付金により維持運営する。

- ② 会計年度は毎年 4/1～翌年 3/31 までとする。

7 (総会) 総会は会員全体の過半数の出席をもって成立とする。

- ① 総会では 役員の選任・各年度の予算および活動計画、決算報告・規約の改正・その他重要事項について協議することとし、出席者の過半数の同意により決定する。
- ② 総会の議長は代表者、または代表者の指名する者がこれに当たる。
- ③ 総会は年度初めの他、必要の都度開催する。

8 (規約の補則) 禁止事項

本会は、会員の資格を利用して行う以下の行為を禁止し、当該行為があった場合において、当該行為を行った会員に説明の機会を与えた上、他の会員、学習者又は本会に対する迷惑行為と認められる事実が明らかになったときは、当該会員に退会を勧告することができる。

- ① 営利を目的とした活動
- ② 思想的又は政治的な活動
- ③ 宗教団体又はこれに類似する団体への勧誘
- ④ その他本会が不適切と認める行為

細則：申し合わせ事項

- ① 学習時間は **毎週火曜日 10:00～11:30、12:00～13:30 及び 14:00～15:30** とする。
年末・年始・夏季などの休会日はその都度決める。
- ② 原則として毎月最終週に、会員月例ミーティング(11:30～12:00 及び 13:30～14:00)を実施する。
- ③ 会員の会費は 年額 2000 円/人 (10 月～3 月の途中入会時は 1000 円) とする。
- ④ 学習者の受講料は 1000 円/5 回 とする。(無断欠席は 1 回とカウントする。)
- ⑤ ボランティアの名札の着用励行。